

「第4次おおいた男女共同参画プラン（素案）」の概要について

計画策定の理由

県では、男女共同参画社会の実現を目指して、平成14年3月に「大分県男女共同参画推進条例」を制定しています。

この条例に基づき、平成23年3月に「第3次おおいた男女共同参画プラン」を策定し、様々な取組を行ってきたところですが、今年度でプランの計画期間が終了するため、平成26年度実施の県民意識調査の結果及び男女共同参画審議会の意見等を踏まえ、「第4次おおいた男女共同参画プラン」の策定を進めているところです。

つきましては、この度、新たなプランの素案を作成しましたので、広く県民の皆さまからのご意見を募集します。

大分県がめざす男女共同参画社会のすがた

○ 固定的な性別役割分担意識のない、男女平等の大分県

男女が性別に関わりなく、社会の対等な構成員として、その能力を十分に発揮できる社会を実現するため、固定的な性別役割分担意識を解消し、男性の家事・育児・介護等への参画促進など、男女共同参画の認識を広めその定着に取り組めます。

○ 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が暮らせる大分県

配偶者等からの暴力や性犯罪は重大な人権侵害であり、被害者の人生に深刻な影響を与えることから被害者の相談支援体制を拡充するとともに、予防啓発による暴力を容認しない意識の浸透に取り組めます。

○ 男女が個性と能力を発揮できる、多様性と活力に富んだ大分県

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されなければなりません。現状では性別による固定的役割分担意識と長時間労働を前提とした労働慣行等により、家事・育児・介護等の多くを女性が担っています。そこで、仕事と家庭生活の調和が図られるよう環境整備に取り組むとともに、あらゆる分野で女性が個性と能力を十分発揮し活躍できる環境づくりに取り組めます。

計画の体系図

